

筑紫女学園大学リポジト

史料紹介 品照寺文書 「寺・国御触状写二」(元治元年子霜月)

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2022-02-01
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 鷺山, 智英, KOBAYASHI,Tomomi
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1084

史料紹介 品照寺文書

「寺・国 御触状写 二」(元治元年子霜月)

鷺

Щ

智英

史料紹介 品照寺文書

「寺・国 御触状写 二」(元治元年子霜月)

鷺

Ш

智

英

以下『三十一号』とする)に引き続き品照寺所蔵の御触状写の中から『筑紫女学園大学人間文化研究所年報第三十一号』(二〇二〇年・

ころら。爰いうれてゝらな書よ引日下月りな書こ売き、亡台ニ(ニュ「寺・国」御触状写「二」を取り上げる。表紙には「元治元年子霜月」

六五)年丑四月のものから、最後は慶応二(一八六六)年寅九月五日とある。綴じられている文書は月日不明の文書に続き、元治二(一八

付けの文書までである。

ア、改元、快晴祈祷依頼、御茶御用、旅人取締、公方様薨御の件など藩からの御触れは、軍事人数指加に関するもの、藩士の人事、倹約

本願寺からの御触れは長州征討への献金の件、御幸橋建設献金の

いるからだと考えられる。

である。

-、学林焼失による再建の件である。

主なものを取り上げてみる。

①福岡藩の軍事に組み込まれた真宗僧侶

『三十一号』には藩からの真宗僧侶へ軍事人数に加えるという要請

領は福岡藩領のかなり内陸部に位置しており海岸線から遠くはなれて領は福岡藩領のかなり内陸部に位置しており海岸線から遠くはなれてまた、元治二年六月付で、武芸稽古および修学について触頭からのまた、元治二年六月付で、武芸稽古および修学について触頭からのまた、元治二年六月付で、武芸稽古および修学について触頭からのまた、元治二年六月付で、武芸稽古および修学について触頭からのまた、元治二年六月付で、武芸稽古および修学について触頭からのまた、元治二年六月付で、武芸稽古から外されていたことがわかる。この理由は、元来僧侶による武芸稽古から外されていたことがわかる。この理由は、元来僧侶による武芸稽古の目的は攘夷であり、秋月領は福岡藩領のかなり内陸部に位置しており海岸線から遠くはなれて領は福岡藩領のかなり内陸部に位置しており海岸線から遠くはなれて領は福岡藩領のかなり内陸部に位置しており海岸線から遠くはなれて

た(宗像郡浄万寺史料)。や刀だった(「奇談日記」鞍手郡法蓮寺蔵)。また宗像郡では弓術であっや刀だった(「奇談日記」鞍手郡法蓮寺蔵)。また宗像郡では弓術であっかる。当初稽古する武器は郡ごとに違っていた。 例えば鞍手郡では槍 「受書」には「大炮稽古」とあり、大炮の訓練をしていたことがわ

② 倹約 令

③快晴祈祷の三部経読誦

日乞という)をおこなっている。

浄土真宗本願寺派の寺院が、慶応元年と明治二年に快晴祈祷(以下

福寺 元年、 るものと思われる。 されている(「奇談日記」 宗ハ勿論祈祷様之義無之候」とことわりながらも、 寿経・仏説阿弥陀経)を読誦し、さらに各郡の触次に対し、「於御 十四日までの五日間日乞のため三部経 しを出している。これを受けて御笠郡では同月二十一日から五日間(明 浄土真宗は本来、卜占・祈祷の類いはおこなわない。しかし、 (筑紫野市) 藩からの要請により真宗触頭の万行寺・徳栄寺は六月十日から 記録)、鞍手郡では二十二日から三日間日乞が実施 鞍手郡法蓮寺蔵)。他の郡でも実施されてい (仏説大無量寿経·仏説観無量 日乞をするよう達 慶応

と考えられる。

この行動の背景には当時の排仏的風潮が大きくかかわっているもの

④御幸橋建設献金依頼

編・昭和四十四年)。

「治元年七月の蛤御門の変により、朝廷の河東への避難に備えて、たる元両といわれている(『本願寺史』第三巻・本願寺史料研究所と、まもなく許可された。本願寺は直ちに資金募集にかかった。慶応三年十月に竣工している。この橋は御幸橋と命名された。総工費はおこる。本願寺は慶応元年閏五月に架橋を出願、明廷の河東への避難に備えて、

となり引いては「遊民ニあらざる儀」になるとしている。 ことである。そこで架橋をお手伝いすることが「勤王報国之御勤功」 ことである。そこで架橋をお手伝いすることが「勤王報国之御勤功」 ことである。そこで架橋をお手伝いすることが「勤王報国之御勤功」 (御触状写 二」には「新橋御創建ニ付御大蔵卿殿より御演達之趣

⑤学林焼失再建

年)。その後学林再建のため達書が出された。 は焼失した(『本願寺史』第三巻・本願寺史料研究所編・昭和四十四は焼失した(『本願寺史』第三巻・本願寺史料研究所編・昭和四十四寺や仏光寺なども焼失した。本願寺は類焼を免れたが、学林と惣会所元治元年七月の蛤御門の変により、京都は兵火におそわれ、東本願

がいることで、「国家之遊民抔と頻り二他之毀罵を招」いている事を述べている。その背景には近年僧侶のなかに「不学無才不如法之族」学場所として創設されたものであり、速やかに再建する必要があると「御触状写」二」には「達書」が記録されている。学林は僧侶の修

民の道理」にもかない、引いては「報恩勤王」につながるとしている。あげている。僧侶が勉学に励み門徒を教導していくことが、「天下安

⑥御進発献金 長州征討

国の僧侶へ通達している。 重の僧侶へ通達している。で、末寺においても献金するようにと筑前道・仏教各宗派へ出されている。本願寺では御門主も「精々御献金被た事である。幕府の寺社奉行よりこのことについての献金要請が神た事である。幕府の寺社奉行よりこのことについての献金要請が神た事である。幕府の寺社奉行よりこのことについての献金要請が神

かれた。

をケ寺金壱朱」に決めたと通達している。であった。触頭は時節柄門徒へ依頼することはできないので、「平僧は具体的な数字は示されず、「寸志之儀ニ付手軽ニて可然」との回答は真体的な数字は示されず、「寸志之儀ニ付手軽ニて可然」との回答

る「公武合体」政策がとられている時期である。 勤王の立場をとっている。将軍家茂の正室は皇女和宮であり、いわゆところで広如は文久三(一八六三)年に朝廷に一万両を献じており、

⑦旅人取締

た。世上が大変不安定な状況であったことが窺える。浪人の止宿禁止や浪人の取り締まりについての御触れが出されてい浪人の止宿禁止や浪人の取り締まりについての御触れが出されてい

て攘夷を決行する事に決めた。長州藩はこの日に下関において外国船文久三(一八六三)年、幕府は朝廷に押し切られ、五月十日をもっ

(八月十八日の政変)。 十八日に長州藩と参上実美などの急進派公卿七人を京都から追放したを攻撃した。しかし過激な行動を快く思っていなかった天皇は、八月

夷派の志士などが頻繁に訪れるなど、福岡藩領内は緊迫した状況に置州征討の際三条ら五卿は太宰府へ移送された。五卿のもとには尊王攘翌元治元年七月、蛤御門の変により長州藩は朝敵となり、第一次長

夜の見廻りも強化された。

での見廻りも強化された。

での見廻りも強化された。

であった牧市内が暗殺されるという事件がおきた(『三十一号』に者であった牧市内が暗殺されるという事件がおきた(『三十一号』に

制約箇条

修学第一武芸第二と相心得修行可仕候事

僧行相忘万事境界不似合之儀無之、気立不申候様相心得可申候事

縦令出陣仕候共、一殺多生之経意、殺賊為仁之心得ニて毎事不儀理

況平生之心得重畳勘弁可仕候事

御国法·御寺法共諸事御定之儀相背申間敷候事

成ル行ひ仕間敷、

相図鐘聞付次第出張急速二可仕候

浦々寺院は在寺之上、時宜二随ひ御指図承り可申事

右之条々堅相守可申、 万一相背之筋は如何様被 仰付候共御恨申上間敷、

依て印形仕奉差上候事

月日

受書

修学第一武芸第二と相心得候儀、 誠難有奉存候、依て当郡之処は四季講釈

会読仕候、且武芸之処亦稽古出精可仕候

建部殿軍事一件御相談被成下候趣、寺々大喜申候

稽古道具仕立として積金之内御拝借被仰付候得共、当郡は拝借不仕候

大炮稽古之儀は余郡之通り可仕候

若僧之処は老分より精々申諭可仕候

此外ヶ条あり云々

別紙御書附四通之趣可達旨、 江も可被相達候、 以上 御月番大和殿より被仰聞候、 其御心得組支配

四月晦日

天下之体勢弥増及切迫ニ付、御大倹武備一途ニ被仰出置候得共、是迄之通

大目付江

群御取締之道被相達、御拭のため衣食住を初凡節倹之御規則、 二ては心得方区々ニて、現業相運兼候条、 猶又当丑年より三ヶ年之間、抜 別紙之通り

被仰出候、右御制度之御趣意諸事深加勘弁、 取締筋堅相守可申候、尤組支

配有之面々は組内教示筋深切ニ可仕候事

但 髪形を初衣類等ニも異形之儀有之間敷候事

右之通り被仰出候条、 以後御趣意二戻り候輩は厳重被仰付候次第も有之候

条、其旨相心得可申候事

右之趣御家中一統可被相達候

丑四月

御家中一統地旅共綿服たるへく候、尤諸士中江は左之品々被差免候事、 細

太織類之下絹羽織、 袴、下着等二相用候儀御免

黒八丈男女共帯、衣類之裏、襟、ころふく、袖口ハ御免

博多織男子帯は御免、 女子は不相成、繻子女子帯、 襟袖縁は御免

海気男女共襟、袖口、 衣類之裏二鉄父絹之類相用候儀御免

紅絹女子襟、 袖口、 衣類之裏相用候儀御免

○極老之男女裏ニ相用候儀御免

六四

至迄一切停止、緋くゝしは木綿たりとも不相成候、尤夏服も右ニ準候事右之外縮緬、羽二重織物等之上絹襟、袖口は勿論、髪懸、胸掛之紐等ニ

○九十歳以上、十歳以下之向上着ニ細太織類之下絹相用候儀制外之事但 拝領之品は別儀ニ候、御紋服ニ無之品は申出候上可相用候事

○旅中ニて式立之節は熨斗目服紗相用候儀、是迄之通ニ候事

○旅中外旅人応対之節、依時宜夏羽織、絽紗相用候儀、勝手次第たるへき

再

一刀差之家来不召連、婦女子絹帯相用候儀不相成候事

男女子之衣類染色、ルリカケ、紅カケ、上花等高料花美之分凡て停止之事

割羽織は以来紋附無紋勝手次第之事

婦女子之衣類ちらし入不相成候事

但 裾二軽きちらし入は制外たるへき事

男女共縮緬、羽二重之類持来之分、下着ニ相候儀は不苦候、勿論新製致候

儀は不相成候事

但 下着等之裏並襟、袖口ハ持来たり共不相成候事

女子髪道具、鼈甲停止之事

銀かうかい、髪さしハ被差免候事

但 手込之細工、大造之分は不相成候事

掛襟等之縫箔一切停止之事

男子縁組仕立ニ不及持来之大小刀持、槍外持来之衣類限りニて其外は一切

取方用意之事

事

但 其身持来之武器、持越之儀は勝手次第、尤其為手当致候儀は無用之

は取方有合を以双方簡易之趣向申合之事

女子縁組仕立之名号相止、長刀、守刀、粧道具持来之衣類限ニて夜具類等

但 聟引手をはじめ縁家外親類家来等江之土産一切停止之事

武器類たり共昨年被仰出候通り用方第一二して、質素相心得可申候事

役成加增其外祝言之節、鉢盛、鱠、吸物一、肴一二不可過候事

婚姻、年賀、隠居、家督幷仏事之節は一汁、二菜、肴一ニ不可過、但当

日限り

一平会は右ニ応し質素ニ可相心得候事

一葬式之節は跡乗寺挨拶相止、仏事之節寺備之外参寺之向江斉、非時出候儀

不相成候事

但 石塔建方分限ニ応し大造之儀不相成様、銘々勘弁可仕候事

〇以来は金銘無用之事

一家作之儀差限候修理之外取止可申候、勿論無用之間取解除勝手次第之事

但 拝領屋鋪内解除之節申出方是迄之通

吉凶ニ付音信贈答之儀、現品取遣停止、肴代、野菜代取遣し致候儀勝手次

第之事

但

親子兄弟祖父母伯叔姑聟舅ハ手軽き之現品取遣、是又勝手次第之事

○医師師範銀主等は可為別儀候事

平日信義欠さるため恩儀有之向、朋友等ニ漁猟之品、菜園之品相送候儀別

儀たるへき事

一破魔弓羽子板餅花雛兜吹貫短冊之類停止之事

一餞別土産停止之事

但

盆季燈籠遣し候儀無用之事

但 親子兄弟祖母祖父伯叔父姑聟江手軽き品遣し候儀は勝手次第之事

○医師師範銀主等は別儀たるへき事

一御家中女子琴三味線稽古為致候儀可為無用事

一半礼已下無礼陪臣末々之者男女共着服を初御制度別紙之通ニ候事、右之通

り被仰出候条心得違之輩於有之は、訖度被仰付候次第有之候条、無緩相心

得可申候事

覚

一半礼無礼陪臣末々之者、是迄御制度被相立置候得共、当御時勢ニ付猶又左

之通停止之事

一妻子共小児付紐を初胸懸之紐、襟、袖口縁等迄一切可為木綿服候、竪は勿

論横二ても絹糸入、木綿外真綿を以製候品は一切停止、京興■桟留小倉織

之類帯、袴不苦候、夏ハ越後地着用停止ニ候事

但 妻子共雨羽織之懸襟等一切可為木綿候、装束ニ下り合之品相用候儀

は御免ニ候事

附 半礼無礼之者旅行外他郡掛合之節着服等之儀も一切可為木綿候事

陪臣之者主人より遣候横麻上下は着免候事

裾細着用停止ニ候事

但 前々より着用致来候分は是迄之通り用へき事

附 家老中其外小書院御礼之面々知方遣し置候家来之者、裾細相用儀是

迄之通りたるへく候、大組頭以下家来ハ都て着用停止ニ候事

妻子共鼈甲外銀之髪道具停止二候事

七十歳已上之男女、七歳已下之男女子下着軽き絹類着用御免、九十歳已上

は帯外羽織之裏軽き絹相用之儀御免ニ候事

男女子之衣類染色るりかけ紅かけ上花等高料花美之分凡て停止之事

婦女子之衣類ちらし入不相成事

但 裾二軽きちらし入は可為制外候事

一郡町浦判家頼判等之医師下着帯軽き絹相用候儀不苦候、然共可相成丈ケ麁

服相用可申候事

但 妻子共衣類染色者一切半礼已下妻子同様たるへき事

附 上添穏婆衣類は一切本文医師二準候事

破魔弓羽子板餅花雛兜吹貫短冊之類停止之事

但 盆季燈籠等遣候儀無用之事

一吉凶二付音信贈答之儀現品取遣停止、尤肴代野菜代等取遣致候儀勝手次第

ニ候事

但 親子兄弟祖父祖母叔父伯母姑聟舅者手軽き現品取遣、是又勝手次第

ニ候事

○医師師範銀主等者可為別儀候事

○平日不欠信義ため恩儀之向は朋友等ニ漁猟菜園之物相贈候儀者可為制外候

事

一役成加增其外祝儀之節鉢盛鱠吸物一肴一不可過候事

○婚姻年賀外仏事等之節一汁二菜肴一ニ不可過、但当日限り

一平会は右ニ応し質素ニ可相心得候事

一家居之儀差限候修理之外取止可申候、勿論不用之間所者解除勝手次第二候

事

一刀脇指之拵用方重ニいたし質素之製作可為尤候事

男女之縁組不及仕立持来之大小刀持来之衣類限りニて其外は一切取方用意

之事

一女子縁組仕立之名号相止、髪道具持参之衣類限りニて夜具類等者取方有合

を以双方簡易之趣向申合之事

一割羽織以来紋付無紋勝手次第之事

女子髪之飾絹切絹糸金糸外懸襟縫入等一切停止事

但 紙ニて製シ候分は停止之事

御免之あやまり敷心得へし

一餞別土産停止之事

但 親兄弟祖父母叔父姑聟舅手軽き品遣候儀勝手次第之事

○医師師範銀主等は可為別儀候事

追々心得方相緩、是迄御法度之品相用候者も不少哉ニ付、已来は厳重ニ相

心得可申候、若相背候者は訖度咎メ申付候事、右之通可被相達候、尤右之

達候事

外委細心得筋之儀は支配方より申聞、

陪臣者主人々々より申付候様可被相

大目付江

此度被仰出候御制度之内衣類御制禁之品々、唯今より直々被差留候ては難

渋之輩も可有之との御詮儀を以、男女共持来之分は当八月迄着用御免被成

候事

但 半礼已下御制禁之品々弘化度被相達置候分は勿論、唯今より着用不

相成候事

右之趣御家中一統可被相達候事

丑四月

添触

今般別紙四通之趣御家中一統江被相達候条、寺社之向法服は格別、平常衣

服筋倹約取締方之儀は御家中ニ準候儀は勿論之事ニ候、去ル文化三年衣服

御定書、寺社江相達置候通り、尤其筋は前々より年始御礼等被仰付置候社

家之内は軽き絹羽織着用御免之向も候得共、此節被仰出候御趣意之通り訖

度被相心得、御年限中一統木綿羽織着用可致候、尤是迄軽き絹羽織等是迄

之通り相用候様配下中江可被相達候事

一御取締ニ付一宗一派限り取締筋昨年来申居候得共、尚又此節御大倹被仰出

仕来不泥相互ニ申合セ、費筋無之様見込相立、

現業取行之道立い

候二付、

たし、来廿日限堅く役所江可被申出候事

寺社兼帯

町奉行

F Z

大目付江

当四月十八日年号慶応と改元之旨、江戸表より申来候事

五月

右之趣被得其意、

配下中江も早々可被相達候事

一今程御節倹被仰出候条、諸事取締筋は勿論、願出筋ニて奉行衆宅幷寺社方

手之宅江罷越、

内話いたし候儀可被致遠慮、

尤無拠用向、

或ハ面談不致

しては難運筋は、役場控処ニ罷出申通候て可致面談候、且又音物幷自祝等

二て菓子、

昆布、

其外聊たり共差贈之儀可為無用候条、

被得其意配下之面々

江も可被申諭置候事

五月

寺社役所

火災之節両市中町ニ是迄早拍子木等太鼓相用候得共、 以来左之通被相改

候、

寺院之向自然心得違ニて火災之節条、

早鐘撞候ては不相済ニ付、

此段

相達置候、御指図之節は是迄之通無手抜可被相心得候事

町二半鐘相用、 最前之通り続打之事

鎮火之節引鐘、 最前之通り三ツ続寛打候事

杉山鶴心儀家老席江罷出、御財用筋之儀は因幡申合候様被仰付候、此段懸

り合口々江不差立可被相達候事

司書方依願今廿三日職分御免被成候、 此段向寄可被相達候事

衣非安六郎儀今七日町奉行被仰付、 御用聞格被仰付候

針治導引ハ元来盲人共之業ニ付、 右業を以渡世致し候者も不少歟ニて、勾当共難渋之段相達候、依之清眼之者 清眼之者は可致遠慮事ニ候処、近来猥ニ

は右業被指留筈ニ候得共、生得病身等ニて稼之道無之、無拠右業を以致生活 候者共は御家中判者初、郡町浦共以来勾当江引合、納得之上右業可致、 盲

人たり共同様厳重ニ相心得可申候事

四月

但 御国中滞在之旅人、右業渡世いたし候者共江も同様之事ニ候

右御触之趣被得其意、郡中相触可有之候事

倹約制条

吉凶之音信贈答は、 吉事は贈答不仕、 凶事は葬式法事等物て無酒、 斉、非

時料理向は極省略可仕、 野菜料は六拾銅限ニ可仕候、 右は寺仲間相互之儀

二御座候

諸法事・講会是迄ハ精進落として内輪丈酒宴仕居申候得共、 已来禁可申事

平日たり共放歌、三絃等惣て酒宴ケ間敷事仕間敷候事

但 旦家より追善と名ケ所貸等も惣て一切相断可申事

朝夕白粥昼一菜、婦女子髮之道具惣て花美相慎可申、召遣下男等ニ至

迄申聞五日振々々魚菜相与へ、平日ハ漬物ニて相仕舞可申事

惣て衣食住ニ付聊も驕奢之振舞相慎可申事

丑五月日

一筆申達候、然は兼て御役所より御達被仰付置候通り、 住職分は勿論、後

修学第一、武芸第二二相心得、修業可有之、片寄り候ては

御達之御趣意二相背候条、文武両様入精修行可有之候

住、二三男迄、

此度勧学南渓師講会之節、聴講有之候、筆記之上郡内ニて致修学居候仁体

相招、 一郡打寄再講相頼、 筆記下夕致研究、 一寺住職之身分致宗判居候丈

之儀は、 之上、相当之咎可申付候条、兼て其心得有之、修行筋無懈怠可被相心得候 邪正納得有之候様出精可有之候、怠堕放逸之向も有之候ハ、申出

此段相達候郡内一統江不洩様可被相達候事

触頭中

触次中

丑六月

六八

但 秋月御領寺々は武芸之儀御達は無之、為念申置候

御触達写

候、尤開白結願は追て可被申出候、以上共、猶又速ニ快晴ニ至候様、志有之面々ハ寸志ニ御祈祷抽丹誠執行有之度共、猶又速ニ快晴ニ至候様、志有之面々ハ寸志ニ御祈祷追々被仰出置候得近来雨天続ニて田方募不宜ニ付、上より諸社江御祈祷追々被仰出置候得

右之趣配下中江も不洩様、早々可被相達候、以上

以上
以上
以上
以上
以上

六月十四日

年番役所

郡々触次中

御触状写

大目付江

筋々江可被相達候事

右之趣被得其意、配下中江も不洩候様早々可被相達候、以上

七月廿六日

町奉行

寺社兼帯

心得無之候ては蒙御咎候条、差急候ニ付早刻次郡触次江差送り可有之候事右御触之趣被得其意、郡々中無洩落可被申達、下寺々出福等も可有之間、

年番役所

丑七月

郡々触次中

御届申上口上之覚

執行仕候様相達置候、郡々日数之儀は申出次第御届可申上候、以上執行仕候様相達置候、郡々日数之儀は申出次第御届可申上候、以上の近来雨天続ニて田方募不宜、諸社江御祈祷被仰付、志有之向寸志祈祷之儀出来雨天続ニて田方募不宜、諸社江御祈祷被仰付、志有之向寸志祈祷之儀。

年番

徳栄寺

慶応元年丑六月

衣非安六郎殿

福屋

等殿

井上清太夫殿

御役所より右口上書本紙ニ付紙ニて奇特之存念承届置候

不分

寺社兼帯

町奉行

御触達写

先日来雨天続ニて田方募不宜候ニ付、天気快晴御祈祷執行之儀相達之処、 別紙名付之面々志を相立、抽丹誠速ニ執行致し候段奇特之至達御聴候事

町奉行

六月廿三日

福屋等儀病気ニ付依願、今七日退役願之通被仰付候条、此段向寄可相達候

大目付江

相模儀依願今廿八日職分御免被成候

播磨儀依願、 隠居家督大和江被下、是迄之通り職分、尤上座ニて被仰付

此段向寄江可被相達候事

倉八権九郎、今十日御用召之上、於御殿御奉行被仰付候、 被得其意配下中

江も可被相達候事

其意配下中江向寄二被相達候事

小川民部儀、今廿六日思召を以職分被仰付、席順丹後上ニ被仰付候、被得

七月廿八日

町奉行

寺社兼帯

折柄、 納可成上候、猶各自分二取候ても多年昇平之御恩沢を奉報候時節候条、 可相成丈、精々御献金被遊度被思召候条、厚被奉恐察、 社御奉行所より御内示有之候次第、深御敬承被為在候、依て御門跡様ニも 然は今般被遊御進発候段、実以恐入候次第、尤近来多端御物入被為打続候 筆致啓達候、先以三御門跡様益御機嫌能被為成御座候間可為御大慶候、 猶御進発ニては御用途莫大之段は申迄も無之儀ニ付、 右御献金御手伝上 別紙之通り寺

富島頼母

五月十七日

趣意深被奉感戴無寬速出精献備可有之候旨被仰出候、恐惶謹言

嶋田右兵衛少尉

下間大蔵卿法眼

下間大進法印

各在判

院家衆中

筑前国

内陣衆中

余間衆中

御奉行所より御達覚書

得違無之様夫々江も申通度事 可申諭、乍併夫ニ付無益之手数相掛候ては不宜候間、 平常之心意を離、 用途之内江御差加ニも相成候ハ、、本意ニは無之哉、 之候得共、銘々一巳ニ取候ては心底之程も相顕、一宗一派ニおいては其一 下置候寺社は勿論其外共相応献金可相願筈、 可奉報は此時ニ候、 民挙て惣力勿論之儀、 候二ては不及、 し未夕間合も無之二は候得共、度々之儀は前年二無之、不容易御事柄ニ付、 宗一派之規模も相立候事ニ付、其心得を以力及ひ候丈上納致し、攻て右御 発ニ付ても御用途莫大之段は申迄も無之儀ニ付、其段奉恐察、御朱印等被 今般被遊御進発候段、 早々申遣候様可致、 格別出精上納被願候様、厚差含触下々々江は其方共より 就ては近来御多端ニて種々御物入も打続候折柄、 実以恐入候次第二付、多年太平之御恩沢を相弁、 僧侶社人といふ共其身ニ応し候御用相勤、 右は自分共心附を以申諭候事ニ付、 勿論其品々多分を可論筋は無 遠国之輩は態々呼出 尤も先達て上納金致 御国恩を 御進 心 万

丑五月

献金上納

公儀より御達書御内論

事柄二付、多年蒙御恩沢候冥加之程相弁、必速二上納相願可申、 別紙内諭之趣、 銘々より配下之向江申達候ハ、、 此度之儀は一ト通不成御 右之面々

納方心得左ニ申達候

御府内罷在候寺院之向は触頭江取集、 録書相添、自分共方江相納、 神職之向は直々銘々自分共方江目録相添相納 員数幷地名、宗旨、 寺号等相認候目

可申事

遠国二罷在候寺社之向、 主地頭役場江相納、 官役所御預役所之内江相納可申事 万石已下之向知行所ニ陳屋無之分は、 御料は支配奉行所御代官役所御預り役、 最寄奉行所御代 私領は領

関八州二罷有候寺社之向、其向最寄二支配役所領主地頭役場無之、上納方 差支候分は出府之上自分共内江直相納候共、 又慥成便宜を以江戸表支配役

所領主地頭屋敷江向相納候共勝手次第たるへき事

附属無之寺社之向、 場等無之、差支候類は直々相納候とも、 以上領分役場之内江相納、関八州之分は其最寄ニ右奉行所御代官御預所役 人は吉田白川両家執役其外出役所等、 遠国之分は最寄次第奉行所御代官役所御預役所、 右之向は右江向相納候とも勝手次第 又は慥成便宜を以寺院は触頭、 万石 社

右之通り可相心得候、 触頭又は奉行所御代官役所御預役所領主地頭役場江

たるへき事

相納候得は無差支、受取自分共方江差越候様右向々江も申達候儀ニ付、

尤

上納相願候面々可成丈無益之手数失費等不掛様可致候

御差加相成候様致し度と之心得ニて上納可致事

右之趣配下之向々江早々達、

尤一同御国恩を相弁かかる御急務之御用途ニ

右遅々いたし候ては自から心底貫通不致筋ニ付、 可成丈速二上納相成候様

是又急度可被達置候

付御役所は員数何程一派中ニて献金仕候事ニ御座候哉、 右之通御使を以御本山より御達ニ付、 上納員数伺候処、 奉伺口上書左之通 於御殿御不分二

奉伺口上之覚

一今般公儀御進発被遊候ニ付ては多年太平之御恩沢奉報、 御地頭御役場江相納可申旨二御座候 遠国二罷有候寺社之向御料ハ支配所御代官役所御預り役所、私領は御領主 旨、本山より此度被相達候儀二御座候、猶又公儀御役方より御達写被差下、 御奉行所より御内示有之候ニ付、 献金無遅滞、早々御請印形帳相調可差登 献金可有之旨寺社

相分り不申、 今程寺院難渋仕居申候折柄ニ御座候得は、大造之献金は出来仕間敷、 小寺差別も可有御座候得共、何程献金仕候て宜敷御座候哉、 右之通本山より達御座候間一派寺々献金仕、 然ルニ員数之儀問合仕候得共本山江も一向ニ相分不申由ニ御座候、 甚奉恐入候得共、右員数御才判被仰付被下候様奉願候、 御役所江相納可申上と奉存 不馴之儀ニ付 大寺 以上 只

光専寺

七月

御奉行当 徳栄寺 万行寺

右之通り願出候処、上より御才判者不被為出来、寸志之儀ニ付手軽ニて可

付 然献金ニ付、門徒江掛候ては此時節差支有之間、其段相心得可申旨御達ニ 御役所ニて御示談之上平僧壱ケ寺金壱朱ニ相決、此段相心得記し置候

事

御触状写

戸次彦之助

原田源蔵

右之者共今廿四日暁致出奔候ニ付、其境内探索いたし、疑敷儀有無、 五日限り両市中配下之分共触頭より一紙を以役所江可被申出候事 明廿

但

遠在之配下江も早々相達申出次第速ニ役所江可被相届候事

衣非安六郎

倉八権九郎

十月廿四日

触頭中

右御触之趣被得其意、郡内不洩様被相達、 右両人境内ニ有無早刻可被申出

候、 猶以早々郡次々江巡達可有之候事

但 申出延引ニ相成候ハ、御呼出有之事

年番役所

十月廿四日

郡々触次中

七二

御茶御用二付御規定

一御茶納所

博多川端米会所、但納時節ニ相成候ハ、、納可申役同所江出張有之不分之

儀有之節は徳栄寺江可申出事

一御茶寺より金銭ニて求集候儀は不宜、旦家より志相立指上候分取集差上申

度事

此儀幷心得有之相含可申事

取集御茶博多納所迄指出、駄賃は御渡被仰付候事

御茶品ニ応し相場直段立は郡より定可申出事

御渡金は納之節半銀は其寺且頭江相渡、相残半高は御払捌之上御渡被仰付

候事

一御茶指出御用物唱ニて宿継持出不相成候事

他国人前銀入込茶商取候ては村之茶手少、依之其向指留等は御手筋より可

被仰付、寺より村役等江引合無用之事

納候前ニ茶品手本少々指出、御改可請取事

穂波四百俵差上之先々江急々申達度

茶俵数ニ不拘品合少シニても入念且家志相立させ差上候儀肝要之事

達書

筑前国

御末寺中

門徒中

御本廟御相続四海津々浦々迄も遍御法義御弘通益御繁昌昼夜遂御化導候儀

重之御趣意二被申上、 御成功有之候ハ、、報国謝徳之経営と奉休、尊慮候儀は勿論其身も自分報 と深御満足被思召、猶精々成功之旨被仰出、御門跡様厚御感戴御敬承被遊、 荒神口江大橋御掛渡之儀、誠二御勤功之御儀被思召、 報国之御懇志を被為懸度、 国之忠意ニも相備り候事ニ候間、 候条、御門末ニ於ても右思召之程深被奉恐察、 従御文庫御下ケ金被為在候得共、莫大之御用途難被為行届、 は、全公武之仁政泰平之御恩沢ニ候得は当今之時勢、弥以一廉之御勤王御 出精御取持御手伝之儀分て御頼被仰出候、依て此段 専務二被思召、 時節柄殊更気之毒二被思召候得共、右深 公武江御伺被遊候処、 厚心配御取持被申上、速二 且は諸人相助り候儀 御苦慮被為在 加茂川筋

申達候也

乙丑十月

下間大進法印

下間大蔵卿法眼

嶋田右兵衛少尉

富島頼母

報国之御勤功御立被遊度、 様御尊慮を被悩候御事て、御家中御末寺ニ至迄致心痛候、 候事、 御本廟御相続四海津々浦々迄御法儀弥益々御繁昌被遊、 二被為在候処、 破仏之妨難頻りニ起り、就中僧徒を遊民と毀罵し、殊ニ御一派御繁昌ニ付 ハ敵讎之如く目指シ、既先年高台寺焼打之節は 全御所幷公儀御仁政、泰平之御恩沢二候、 新橋御創建ニ付御用番下間大蔵卿殿より御演達之趣意書 程能御遁被遊候得共、兎角御難題難休候、 専務二被思召候二付、 然処近年国体転変ニ付、 御本廟ニ於ても実ニ危場 公武江御伺被遊候処、 日夜御化導を奉蒙 右ニ付御勤王御 付ては上御門跡 加

御末寺中

所化中

学、 厳護法城、 不相成候はては、学業衰微之基ニ候条、 才不如法之族有之候故ニて、甚被労尊慮候御事ニ候、 之毀訾を招候事は、 恩勤王之営ニ可相備次第ニ候所、近年時勢ニ従ひ国家之遊民抔と頻リニ他 厚門徒及教導上は政教をも致補助、 之儀、各敬承之事二候、 乗遂研究美敷自行化他可致為之学痒有之、修学之次第も先々より被仰出有 教興院様深重之思召を以御創建被為在、 被為在候得共、何分当今之時勢不被及其儀、深歎被思召候、 昨子七月京都不慮之大火ニて学林も及類焼候ニ付ては、 二御再建二相成候様、 御宗乗御掟之趣等堅固ニ相守、 興隆仏法之本意二相協候様被心得、 全釈門之本意を取失候より相起候儀ニて、畢竟不学無 格別心配御取持可有之候、元来僧分之儀は如法二勤 然処右回録ニ付ては難捨置候間、一同被申合、 自分後生之一大事、安堵之儀は勿論 自分天下安民之道理ニも相叶、 御一流僧侶修学之場所にて、 右之趣深返照有之、 抽丹誠御取持可被成上旨被 依之早々林門御造建 速ニ御再建之思召 抑林門之儀は 弥以修学策進 是則報 速

仰出候、

御橋御造営用意五万両之御手当ニて、三条大橋同様之儀ニて、

荒神口御掛橋之場所ハ御所之横手ニ当り候筋ニ候

節は山より洗出シ候て、

水勢強候二付、

五条・三条之通ニ付、荒神口之新

賀茂川筋ハ砂川ニて洪水之

川巾一面上

橋右同様之御造営ニ候事

下二丁程、

一面敷石其上二御橋掛渡二相成候、

上候事二候

二相成候得は、 意二相備り、

公武之御恩沢を思、

御門跡様之御尊慮を奉恐察、自分之行

末を考へ、乞度抽丹誠御手伝被申上、早々御成就ニ相成候様御取持可被申

得は、御門跡様之御尊慮を奉安候儀は勿論、仏祖江之御報謝、公儀江之忠

其身も仏門ニ致衣食四民之勤を不為して、

遊民ニあらさる儀

事ニて、当今之御時勢を安座して御傍観不被為遊訳合ニて、御門跡様御勤

右御掛橋之儀は勤王報国之御勤功ニ相備り候

御門跡樣厚御感戴御敬承被為遊、

既御文庫よ

兼て大橋御掛渡之思召被為在候処、

此

廟より御末寺二至迄、永々御相続御法義弥益御弘通之御根基二相備り候事

一候得は、御末寺御門徒ニ至迄、

自分之身上二引受、一廉御手伝被申上候

功は勿論、

御門末迄自分御国恩を奉報候儀ニ相成、

右大橋御成就之上御本

り御下ケ金被遊候御事ニ候、

度右掛渡之儀御殿江被仰出、

之砌は諸人通行致迷惑候処ニ候間、

橋無之候ては、

立退之御用意ニて、平日は諸人通行御免被為成候事ニ候、全体彼場所ニ大

御所御立退之節御通輦難被為遊候のみならす、平日も大雨

茂川筋荒神口二大橋御掛渡之儀被仰出候、

抑右大橋之儀は非常之節御所御

依て此段申達候也

下間大進法印

下間大蔵卿法眼

嶋田右兵衛少尉

富島頼母

学林

看護

参事江

達書

筑前国

学業昌栄之階梯たる懸籍続籍入満之運、 訳て御直命被為在候通、来酉年大御遠忌ニ奉値遇候、 御冥慮を、放逸無慚愧之徒類たるへく候、別て夏中御門跡様林門御成之節、 色なく、腆然法談之高座ニ昇、或ハ時勢ニ事を寄、講会を申遁候抔、不恐 隆御相承之正旨を令護持、 規則ニて御歴代厳重被仰出、別て文化度御改正以来追て鴻業被加御潤色、 門末僧侶之一分たる者、懸籍続籍入満法臈之次第可相運儀は、 比肩二不能、 ニ付、春秋講会之御策励等、 天保度ニは学階御設置之御奨推、 教興院樣御代学林御基立之御制掟住職新発意、次三男、 一旦之外事二被妨、 郡萌化益之大法を致伝示、 種々御手厚御教育被為在候事、偏二真宗御興 修学を廃し候耳ならす、聊無籍落籍ニ耻 弘化度ニは繁務多病之輩在国修学之便利 春秋講会、 在国修学之儀、 慶喜報恩之心底より 弘通候身として双対 弟子僧二至迄、御 御一派之御 格別ニ

長御殿

庚申八月

取締可有之旨被仰出候也

殿江被仰付候、御触之趣被得其意、其郡法中江早々ニ被相達候、以上一筆申触候、然は小野三六殿依願隠居被仰付、宗旨奉行助役岩田喜八郎

年番役所

寅三月

外之者幷止宿之旅人共、為取締見廻役とて入込、厳重取調子筈ニ候、被得一筆申触候、然は此節旅人御取締ニ付、寺社間江入込候滞在旅人、御国判

其意、早々可被相達候事

四月四

Н

御触状写

但 両市中は旅人改役所江相届、郡地之旅人身廻役才判役兼帯幷見廻役 一宰府・宝満宮・宇美・雷山・桜井、其外其処神仏を指て参詣之旅人、其所 一宰府・宝満宮・宇美・雷山・桜井、其外其処神仏を指て参詣之旅人、其所 一宰府・宝満宮・宇美・雷山・桜井、其外其処神仏を指て参詣之旅人、其所 一宰府・宝満宮・宇美・雷山・桜井、其外其処神仏を指て参詣之旅人、其所

江其所之代官所間江極急可致注進候、追て御沙汰之次第可有之候、自然隠者、外聞其外少しニても胡乱之者ニ見請候ハヽ、程能指留置、旅人改役所一止宿之旅人御国入鑑札所持有無、且帯刀之者并百姓町人之無指別、凡て間

間江以書面相届可申候、

尤出立之節は堅止宿証拠相渡可申候事

置候儀は勿論、注進延引之儀等於有之は、訖度越度被仰付候事

一銀壱枚

但 旅人止宿作法相背之節ハ本文之通被仰付候事

不指出者は通行差留候様番人江訖度被仰付置候事当代初弟子共へも、其居所幷寺社号肩書之名札番所江指出可罷通候、名札一御城下番所之外凡て郡地番所通行之節、五ヶ寺は寺号相名乗、其外之寺社

九月五日

但 五ケ寺ニても弟子斗通行之節は本文之通り名札可指出候事

右御触之趣被得其意、配下中江も不洩様早々被相達候事

五月廿七日

衣非安六郎

一筆申達候、然は衣非安六郎儀今三日五ツ時御用召ニて、於御前郡奉行被

仰付候、御触之趣可被得其意候事

七月十八日

一筆申達候、然は小河職右衛門儀、当時町奉行助役被仰付候、右御触之趣

被得其意候事

八月六日

年番役所

大目付江

公方様先月廿日薨御之旨御到来有之候、右ニ付左之通り停止可被相触之事

九月三日より十月十日迄音楽御中陰中九月五日より七日迄

作事 三日迄

大目付江

公方様御薨被遊

橋中納言様御相続被遊、上様と奉称候段、御到来有之候、右之趣御家中

一統為心得可被相達候事

(さぎやま ともひで:人間文化研究所 客員研究員)

七六